

新ひだか町長

大野克之様

# 政策提言書

令和4年12月15日

新ひだか町議会

# 「広報・広聴活動の推進」に関する政策提言書

[総務文教常任委員会]

## 1 調査事項

広報・広聴活動の推進について

## 2 解決すべき課題

本町における広報・広聴活動については、町広報紙をはじめ町公式ホームページ、町公式 SNS（フェイスブック、ツイッター）など、様々な媒体を活用した広報活動や、まちづくり懇談会、出前講座、町民説明会、アンケート・パブリックコメントなどの広聴活動を積極的に推進しており、全道的にも先進的な取り組みを行っていると認識しているが、町民主体の協働のまちづくりを進めるため、さらに充実した取り組みを推進することが必要である。

## 3 提言する政策

行政情報の適切な提供と住民の意見要望を反映した政策形成を図るためには、広報・広聴活動の充実が重要である。住民が必要なときに必要な情報を入手できるような状況を構築し、いつでも住民の意見を行政に伝えられる体制を整備することで、情報循環がなされ、住民参加による協働のまちづくりが推進されるものと考えている。

そのためには、本町におけるこれまでの取り組みのほか、町広報誌の充実を図るための予算の増額確保や、定例記者会見の充実、外国人に対応するための多言語発信、町長自らの SNS 等による情報発信及び住民との対話、インスタグラムの開設、モニター制度の導入等々、社会環境や情報通信技術の変化に対応していく広報・広聴活動の推進について、調査・研究を進められたい。

## 4 調査及び検討の経過

住民参加による協働のまちづくりを進めるためには、広報・広聴活動が重要な施策であることから、さらに充実した取り組みを推進するため、今年度の調

査項目に設定した。

所管事務調査は、所管課へのヒアリングや先進地事例調査等を行っているところであるが、今年度においても昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、先進地視察調査は見送り、先進市町へのアンケートによる調査を行い、別添のとおり委員会調査報告書を取りまとめたものである。

以上の経過により、前項のとおり提言するものである。

また、所管事務調査として先進地等の取組事例についてアンケート調査を行い、その報告書を作成したので、合わせて参考とされたい。

# 「町立学校の再編整備」に関する政策提言書

[総務文教常任委員会]

## 1 調査事項

町立学校の再編整備について

## 2 解決すべき課題

新ひだか町教育委員会では、町立学校の適正規模・適正配置を推進するため、令和2年3月に「新ひだか町立学校再編整備基本計画」を策定し、住民説明会や保護者等説明会の開催、再編整備準備協議会の設置など、丁寧な対応により町立学校の再編整備を進めてきていると認識しているが、本町における望ましい教育環境の整備に向けて、再編整備を円滑に進めていく必要がある。

## 3 提言する政策

町立学校の再編整備を進めていくうえでは、再編によって生じる児童生徒の負担軽減や教育環境の整備・充実、再編後におけるスクールバスの運行、学校施設の整備、教職員の配置など、保護者等関係者の意見・要望等を十分把握するとともに、丁寧な説明と意思疎通により、再編整備を進められたい。

このうち、スクールバスの運行については、安心安全確保は当然のこと、運行ルートや時間設定、バス停の位置等は、児童生徒の負担軽減について十分考慮するとともに、教職員人事については、再編前の学校の教職員を再編後の学校へ配置するなど、児童生徒の心理的な不安解消に努められたい。

また、放課後に帰宅できない児童については、現在、児童館や保育所などを利用しているが、保護者等関係者の理解のもと、再編後の学校の空き教室の活用や帰宅時のバス運行等の体制整備にも努められたい。

## 4 調査及び検討の経過

町立学校の再編整備を円滑に進めるためには、保護者等関係者の十分な理解と協力を得るなど、丁寧な対応が必要であると考えことから、今年度の調

査項目に設定した。

所管事務調査は、所管課へのヒアリングのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、再編整備対象学校へのアンケートによる調査を行い、別添のとおり委員会調査報告書を取りまとめたものである。

以上の経過により、前項のとおり提言するものである。

また、所管事務調査として静内地区小中学校を対象にアンケート調査を行い、その報告書を作成したので、合わせて参考とされたい。

令和4年度

所管事務調査報告書

1 広報・広聴活動の推進

2 町立学校の再編

新ひだか町議会  
総務文教常任委員会

# 目 次

1	はじめに	
2	所管事務調査（その1）広報・広聴活動の推進について	
(1)	調査目的	2
(2)	新ひだか町の現状と課題（別紙）	3
(3)	アンケート調査をした依頼した先進地の概要（別紙）	3
(4)	先進地アンケート調査結果（別紙）	4
(5)	所管事務調査の委員の意見（別紙）	1 7
(6)	所管事務調査の総括（別紙）	1 8
(7)	調査方法	2
(8)	アンケート調査先	2
(9)	調査期間	2
3	所管事務調査（その2）町立学校の再編整備について	
(1)	調査目的	1 9
(2)	新ひだか町の現状と課題（別紙）	2 0
(3)	各学校のアンケート調査結果（別紙）	2 1
(4)	所管事務調査の委員の意見（別紙）	2 4
(5)	所管事務調査の総括（別紙）	2 6
(6)	調査方法	1 9
(7)	アンケート調査先	1 9
(8)	調査期間	1 9

## 1 はじめに

議会の常任委員会では、毎年度、まちづくりのための政策課題等について、各常任委員会の所管事務調査事項として取り上げ、調査を実施している。

所管事務調査は、所管課へのヒアリングや先進地事例調査を行い、その結果を受けて調査報告書を作成するとともに、町長に対して政策提言を行っている。

今年度も昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、先進地視察調査を見送り、先進市町及び各学校のご協力によるアンケート調査を行い、調査報告書を取りまとめたものである。

総務文教常任委員会の所管事務調査については、「広報・広聴活動の推進について」と「町立学校の再編整備について」の2項目について調査をしたので、各委員の意見を取りまとめて総括し、調査報告とするものである。

## 2 所管事務調査（その1）

### 広報・広聴活動の推進について

(1) 調査目的

新ひだか町まちづくり自治基本条例第26条では、行政は、まちづくりに関する情報を積極的かつ解りやすく町民に伝えることや、町民からの意見・要望等の把握に努めることが規定されている。また、新ひだか町第2次総合計画においても、町民主体によるまちづくりの推進として、まちづくりへの関心の向上や町民参画の機会の充実について明記されている。

これら当町における広報・広聴活動の現状や課題・問題等について検証し、今後のあり方等について、調査・研究を行うものである。

(2) 新ひだか町の現状と課題（別紙）

(3) アンケート調査をした依頼した先進地の概要（別紙）

(4) 先進地アンケート調査結果（別紙）

(5) 所管事務調査の委員の意見（別紙）

(6) 所管事務調査の総括（別紙）

(7) 調査方法

所管課へのヒアリングの他、先進地アンケート調査を行い、各委員からの意見を集約し、調査報告書として作成している。

(8) アンケート調査先

江別市、千歳市、登別市、白老町

(9) 調査期間

令和4年6月29日～令和4年12月31日

## (2) 新ひだか町の現状と課題

### ① 広報活動

新ひだか町の広報活動は、町広報誌をはじめ、町公式ホームページ、町公式 SNS（フェイスブック、ツイッター）などの媒体で、行政情報や生活に必要な身近な情報、町民活動の出来事などを中心に掲載や情報発信を行っている。

今後の取組み課題としては、町民が知りたい情報を的確に捉えることや、町民参加型の企画などを数多く取り入れることである。また、ホームページや SNS は、発信する手法や内容の充実に向けて検討を重ねるとともに、時代の変化に応じた広報の情報ツールや実施方法などの検討を行う必要がある。

### ② 広聴活動

新ひだか町の広聴活動は、まちづくり懇談会をはじめ、まちづくり出前講座や町民説明会・アンケート調査、自治会要望など、町政に対する意見等を伺い、協働のまちづくりを推進している。

今後の課題としては、直接的な対話機会の周知やより多くの町民が参加できる取組みの充実が必要である。また、地域別町民説明会の開催など、町民の意見を伺う機会の確保に努める必要がある。

## (3) アンケート調査をした依頼した先進地の概要

### 1. 江別市

(人口) 119,320人(10月末)

(世帯) 59,460(10月末)

(概要) 道央圏で札幌市につぐ規模の街です。

近年は、商業施設や飲食店の進出が目立ち、自然と都市機能が調和したまちとして発展を続けている。

### 2. 千歳市

(人口) 97,693人(10月末)

(世帯) 51,597(10月末)

(概要) 北海道の空の玄関口である新千歳空港があり、札幌中心部までは車でおよそ1時間(高速道路利用)の位置にある。平均年齢は、43.5歳で北海道一若い街となっている。

### 3. 登別市

(人口) 45,363人(10月末)

(世帯) 24,191(10月末)

(概要) 北海道有数の温泉地で、支笏湖洞爺国立公園となっている。丘陵地では、酪農も行なっている一方、市中西部は室蘭市からの市街地が続き、「工業都市」の一翼を担っている。

### 4. 白老町

(人口) 15,740人(10月末)

(世帯) 9,290(10月末)

(概要) 町の面積は、およそ425.64平方メートルでその面積の約75%を森林が占め、海、川、山、森と様々な自然にあふれたのどかな街です。

## (4) 先進地アンケート調査結果

### 1、広報・公聴組織及び予算の状況

組織 担当課 担当係（担当グループ） 職員数

	選任	併任	計
江別市	5人	0人	5人
千歳市	6人	0人	6人
登別市	3人	1人	4人
白老町	2人	4人	6人

予算

市町村名：江別市

歳入

平成31年度

節	予算額	収入済額	明細
広告料収入	750,000	657,000	ホームページ広告料収入
広告料収入	5,144,000	4,776,816	広報えべつ広告掲載料

令和2年度

節	予算額	収入済額	明細
広告料収入	1,068,000	546,000	ホームページ広告料収入
広告料収入	5,030,000	4,593,600	広報えべつ広告掲載料

令和3年度

節	予算額	収入済額	明細
広告料収入	657,000	567,000	ホームページ広告料収入
広告料収入	4,792,000	3,824,040	広報えべつ広告掲載料

歳出

平成31年度

節	予算額	支出済額	明細
需用費	14,098,000	12,742,674	広報えべつ印刷製本費
委託料	1,413,000	1,412,640	広報えべつ記事作成業務委託
委託料	665,000	171,750	市ホームページ保守経費

令和2年度

節	予算額	支出済額	明細
需用費	13,193,000	12,429,015	広報えべつ印刷製本費
委託料	1,426,000	1,267,200	広報えべつ記事作成業務委託
委託料	2,191,000	131,780	市ホームページ保守経費

令和3年度

節	予算額	支出済額	明細
需用費	12,740,000	12,617,309	広報えべつ印刷製本費
委託料	1,207,800	1,207,800	広報えべつ記事作成業務委託
委託料	1,748,000	1,747,680	市ホームページ保守経費

市町村名：千歳市

歳入 なし

歳出

平成31年度

節	予算額	支出済額	明細
		561,424	市民の声を聴く事業費
需用費	30,378,000	29,424,261	広報等印刷費（映画製作費 4,781,040 含む）
委託料	25,040,000	23,949,308	広報配布委託料等
負担金	342,000	324,134	広報連絡協議会負担金等

令和2年度

節	予算額	支出済額	明細
		437,831	市民の声を聴く事業費
需用費	38,712,000	33,176,471	広報等印刷費（映画製作費 656,040 含む）
委託料	21,347,000	20,251,687	広報配布委託料等
使用料及び賃借料	583,000	562,452	地デジ広報推進費
負担金	41,000	34,500	広報連絡協議会負担金等

令和3年度

節	予算額	支出済額	明細
		429,627	市民の声を聴く事業費
需用費	34,407,000	31,799,467	広報等印刷費
委託料	21,383,000	20,541,375	広報配布委託料等
使用料及び賃借料	1,031,000	929,742	地デジ広報推進費
備品購入費	372,000	371,800	動画作成 DTP システム機材購入
負担金	41,000	29,000	広報連絡協議会負担金等

市町村名：登別市

歳入

平成31年度

節	予算額	収入済額	明細
広告収入	2,402,000	2,415,000	広報紙広告掲載収入、ホームページ広告掲載収入

令和2年度

節	予算額	収入済額	明細
広告収入	2,425,000	2,441,000	広報紙広告掲載収入、ホームページ広告掲載収入

令和3年度

節	予算額	収入済額	明細
広告収入	2,425,000	2,277,000	広報紙広告掲載収入、ホームページ広告掲載収入

歳出

平成31年度

節	予算額	支出済額	明細
印刷製本費	14,220,000	13,574,000	広報のぼりべつ
使用料・賃借料	1,032,000	1,032,000	ウェブサイト管理システム賃貸借料

令和2年度

節	予算額	支出済額	明細
印刷製本費	11,162,000	10,103,000	広報のぼりべつ
使用料・賃借料	1,102,000	1,101,000	ウェブサイト管理システム賃貸借料

令和3年度

節	予算額	支出済額	明細
印刷製本費	15,603,000	10,905,000	広報のぼりべつ
使用料・賃借料	1,102,000	1,041,000	ウェブサイト管理システム賃貸借料

市町村名：白老町

歳入

平成31年度

節	予算額	収入済額	明細
雑入	1,339,000	1,188,000	

令和2年度

節	予算額	収入済額	明細
雑入	1,219,000	1,152,000	

令和3年度

節	予算額	収入済額	明細
雑入	1,219,000	1,423,000	

歳出

平成31年度

節	予算額	支出済額	明細
需用費	4,624,000	4,348,000	
委託料	6,686,000	6,341,000	

## 令和2年度

節	予算額	支出済額	明細
需用費	5,768,000	4,653,000	
委託料	6,133,000	6,333,000	
備品購入費	27,000	27,000	

## 令和3年度

節	予算額	支出済額	明細
需用費	5,768,000	5,097,000	
委託料	7,095,000	6,882,000	
使用料及び賃借料	7,000	7,000	
備品購入費	101,000	101,000	

## 2、広報・公聴活動の現状と取組み状況について

### (1) 広報活動の過去3年間（平成31年度～令和3年度）の取組み状況について

#### ① 広報紙の発行

##### ・発行状況

江別市	毎月1日発行 47,100部
千歳市	毎月10日発行 48,000部程度
登別市	毎月1日発行 19,700部
白老町	毎月月末発行 9,800部

##### ・広告掲載の有無（有の場合広告料）

江別市	広告掲載有り。1枠 縦4.3cm×横9.2cm。月26枠掲載。 広告の取扱いは「広報えべつ広告掲載に係る業務」として、毎年4月に入札を行い外部委託している。そのため、1枠あたりの広告料は設定していない。
千歳市	なし
登別市	縦5.5cm×横8.2cm 1枠 14,850円 掲載月により多少の前後はあるが、おおむね月8社掲載しています。
白老町	料金表：別紙のとおり。 多少の前後はあるが、約月7社掲載。

・主な掲載内容（町民サークル等特集。人口動態等）

江別市	特集、市からのお知らせ、健康・暮らし、地域（市内団体などから）のお知らせ、人口・世帯数など。 サークルなどの特集は行っていないが、2022年8月号の特集で「高齢者クラブ」の紹介を行った。また、毎月、「協働のまちづくり」として市民活動団体の活動を紹介している。
千歳市	ちとせヘッドライン（コロナ関連情報）、特集等、市役所からのお知らせ、人の窓（人物紹介）、健康子育て、タウンガイド、マンスリー・フォトぐらふ、4コマ漫画、今月の人口・世帯数
登別市	現在、市民サークル特集は掲載しておらず、人口動態は裏表紙・人のうごきに掲載しています。 なお、主な掲載内容は特集、東奔西走（市内のできごと）、暮らしのガイド（暮らしの情報）、困った！ときにはまず相談（相談窓口案内）、すくすく子育ていきいき健康（子育て・健康情報）、わくわくおでかけナビゲーション（催しもの情報）、となりまちホットライン（近隣市町村の催し）、工学院だより（日本工学院北海道専門学校の様子）、今月の新着図書、不用品ダイアル市（消費者協会による不用品紹介）、新型コロナワクチン接種に関するお知らせ、となっています。
白老町	町からのお知らせ、広報編集室独自取材記事、人口・世帯数など生活情報紙と政策情報紙の両方の面から掲載している。

②インターネットによる広報（ホームページ、SNSなど）

江別市	市公式ホームページ、Twitter、Facebook、Instagram、LINE
千歳市	市ホームページ、LINE、Twitter、地デジ広報を活用
登別市	市公式ウェブサイト、市LINE、市フェイスブック、市YouTube
白老町	広報紙においては町ホームページにて電子版を掲載

③広報モニターの設置状況

江別市	設置していない
千歳市	R2より新型コロナウイルス感染症拡大防止のため会議等中止
登別市	広報モニターを8名（無償・任期1年）任命し、毎月アンケートを実施しています
白老町	設置なし

④広報紙の掲載用写真や記事の一般募集

江別市	募集していない
千歳市	瞬きの点景。（裏表紙の写真）のみ一般募集あり

登別市	記事の掲載依頼は随時受け付けていますが、最終的な掲載の可否は広報担当が判断しています
白老町	自薦他薦問わず募集委託先の編集室にて募集

⑤首長の記者会見の状況など

江別市	定例記者会見は、議会開催にあわせて6月、9月、12月の年3回（3月は行っていない）。その他に、年頭、予算発表、人事異動の記者会見を行っている。
千歳市	令和3年度から年4回（4月、7月、11月、2月）の市長定例会見を実施
登別市	年5回の定例記者会見
白老町	四半期毎の定例記者会見を実施。 ※6月、9月、12月、2月開催

⑥SNSなどの多言語対応について

江別市	特に行っていない
千歳市	SNSの多言語対応はしていません。 市ホームページは多言語対応しています。（英語、ロシア語、タイ語、韓国語、中国語（「簡体字」「繁体字」））
登別市	市公式ウェブサイトについては多言語対応をしていますが、その他のSNSなどについては現在のところ検討していません。
白老町	未対応。

(2) 広聴活動の過去3年間（平成31年度～令和3年度）の取組み状況について

- ・町政懇談会、出前講座、町民説明会、アンケート調査、パブリックコメント、広聴箱の設置、広聴モニターの設置、自治会（町内会）長会議、その他住民の意見・要望等の把握方法について

江別市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント～H31 74件、R2 114件、R3 79件</li> <li>・広聴箱～本庁舎、出張所、公民館3館の計5カ所に設置</li> <li>・住民の意見・要望等の把握方法～面談、郵便、電話、FAX、Eメール</li> <li>・アンケート調査、各種懇談会は、各担当課で実施しているため、広報広聴課では未把握</li> <li>・市民説明会は広聴手段とはしていない</li> <li>・広聴としての出前講座の設定、広聴モニターの設置は行っていない</li> </ul>
千歳市	<p>広聴モニターの設置（年6千円 任期1年 会議3回/年） 市長への手紙事業（1回/年 集約期間2か月 広報に折込み配布） 市長へのポスト（随時 メール、手紙等で受付） パブリックコメント（随時） 実績は、別添広聴係業務実績参照</p>
登別市	意見箱の設置、問い合わせフォームの設置、パブリックコメントの実施、広聴モニターの設置、市職員出前フリートーク（出前講座）、市長室フリータイム（市長とまちづくりについての意見交換）、地区懇談会（市民協働グループ所管）
白老町	町民意識調査（2年に1度のアンケート調査）、出前講座、パブリックコメント実施

### 3、広報・広聴活動の課題と今後の取組方針について

#### (1) 広報・広聴活動の課題について

江別市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動の課題 SNS など新たな媒体に対応しなければならない一方で、既存媒体である広報紙などを必要としている方も多い。発信媒体が増えたことにより、各媒体の特徴や利用者層にあわせた情報発信が課題となっている。</li> <li>・広聴活動の課題 市民が日頃感じていることや提案などが気軽に寄せられるような環境づくりが大切であり、課題だと考えている</li> </ul>
千歳市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各発信手段における情報の見やすさ・利用しやすさの向上</li> <li>・全庁的な発信手段の共有および市全体としての発信力強化</li> <li>・SNS や動画サイト等、各発信手段の登録者増加に向けた取組</li> </ul>
登別市	ページ数の削減と、広報紙のデジタル化。
白老町	今後も年齢層の高い方々を中心に親しまれている広報紙を軸としつつ、SNS やホームページといったデジタル面での情報発信を最大限に活用し、幅広い世代への周知が課題にあげられる。

#### (2) 今後の取組方針について

江別市	社会情勢や市民ニーズを踏まえ、新たな情報発信手段や広聴手段を検討し、必要に応じて導入していく。
千歳市	「広報ちとせ」をはじめ、リニューアルしたホームページや新たに導入した地デジ広報、Twitter やLINE 等の SNS を活用し、まちづくり情報の発信力の強化を図るとともに、効果的・効率的な発信手段の拡充に向けた検討を並行して行っている。さらに、YouTube で配信している「千歳市の動画 - ソラタヨ MOVIE -」などによる発信も開始するなど、情報発信手段の多様化を進めている。
登別市	<p>広報紙や市公式ウェブサイトは、広報モニターの意見などを参考に、より見やすく、分かりやすい紙面づくりなどに努めます。</p> <p>また、広報紙、市公式ウェブサイト、SNS については、それぞれが有する特性を生かし、市民のニーズに対応した効果的かつ効率的な情報発信に取り組む。</p>
白老町	上記の課題改善に向け、既存の型にとらわれない新たな取組を模索していく。

広報広告の掲載について

2021年10月21日

■ 広報紙の広告を募集しています。

町広報「元気」は毎月1日に発行し、町内のご家庭に配布するほか、町の公共施設に設置しています。

料金体系は下記のとおりです。掲載を希望される場合は、下記問い合わせ先までご連絡をお願いします。

※ 広告は広報「げんき」を通して、民間が運営するwebサイトやアプリ等に掲載される場合があります。

【広告料金表】

契約月数/広告の規格			料金区分			
			1口(2分の1段)	2口(1段)	4口(2段)	
			5.0cm X 8.8cm	5.0cm x 18.0cm	10.0cm x 18 °C cm	26 °C cm x 18 °C cm
掲 載 月 数	1カ月単独	1回単価	11,000	22,000	44,000	110,000
		広告料計	11,000	22,000	44,000	110,000
		割引の率	0	0		0
	3カ月契約	1回単価	9,900	19,800	39,600	99,000
		広告料計	29,700	59,400	118,800	297,000
		割引の率	10%	10%	10%	10%
	6カ月契約	1回単価	8,800	17,600	35,200	88,000
		広告料計	52,800	105,600	211,200	528,000
		割引の率	20%	20%	20%	20%
	12カ月契約	1回単価	6,600	13,200	26,400	66,000
		広告料計	79,200	158,400	316,800	792,000
		割引の率	40%	40%	40%	40%

※ 広告枠数に限りがあるため、ご希望に沿えない場合があります。ご了承ください。

※ 広告作成費用は含まれておりません。原稿の作成や修正はお受けできません。

※ 原稿は、広告の規格に合わせたPDFデータで提出いただきます。

※ 要綱等に基づき原稿を審査します。また、内容によりお断りする場合があります。

## 千歳市実績

### 【陳情・請願・要望】

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
受理件数	22	31	22	31	38	23
市長相談日（市長受理）	5	5	4	9	22	10
市政懇談会（市町連）	1	1	1	1	1	1

※令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、市政懇談会におけるホテルでの会食は中止。

### 【市長への手紙】

区分	H28 年度		H29 年度		H30 年度		R1 年度		R2 年度		R3 年度	
	受理	回答	受理	回答	受理	回答	受理	回答	受理	回答	受理	回答
企画・総務他	34	22	26	16	25	16	27	17	30	23	25	11
市民環境	25	19	19	15	11	5	23	11	35	22	40	21
福祉・病院	21	15	21	13	13	7	12	10	10	5	32	17
建設・水道	32	21	29	25	31	21	45	30	37	14	41	23
産業振興・観光	11	5	6	5	8	7	13	9	9	7	9	9
教育文化	8	4	4	3	12	7	6	5	5	5	12	7
私の思い	8	0	4	0	4	0	7	0	12	0	10	0
合 計	139	86	109	77	104	63	133	82	138	76	169	88

  

区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
件数	81	70	67	80	89	106
回答件数	55	48	39	48	53	62
項目数	139	109	104	133	138	169
回答項目件数	86	77	63	82	76	88

※参考：「市長への手紙」で寄せられた意見等の項目別内訳

### 【市長へのポスト】

区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
受理件数	123	95	123	213	433	644
回答件数	60	44	41	57	63	107

### 【意見・要望等個別処理】

区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
処理件数	184	161	129	67	94	85

### 【パブリックコメント】

区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
実施件数	5	5	2	3	8	13

意見件数	5	28	2	9	57	61
------	---	----	---	---	----	----

※パブリックコメント実施一覧（平成 21 年 1 月運用開始）

年度	事業名		意見数
H28	1	千歳市行政改革基本方針（素案）	-
	2	千歳市公共施設等総合管理計画（素案）	1
	3	第 3 次ちとせ男女共同参画推進プラン（素案）	-
	4	千歳市耐震改修促進計画（素案）	-
	5	千歳市交通安全計画（第 10 次）（素案）	4
H29	1	水道料金及び下水道使用料の改定（素案）	-
	2	千歳市手話言語条例（素案）	23
	3	第 1 期千歳市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（素案）	2
	4	千歳市障がい者計画・第 5 期千歳市障がい福祉計画・第 1 期千歳市障がい児福祉計画（素案）	3
	5	千歳市高齢者保健福祉計画・第 7 期千歳市介護保険事業計画（素案）	-
H30	1	千歳市生きるを支える自殺対策計画（素案）	1
	2	第 3 次千歳市食育推進計画（素案）	1
R1	1	（仮称）千歳市工場立地法準則条例（素案）	-
	2	第 4 期千歳市地域福祉計画（素案）	4
	3	第 2 期千歳市子ども・子育て支援事業計画（素案）	5
R2	1	千歳市第 7 期総合計画基本構想（原案）	16
	2	第 3 次千歳市環境基本計画（素案）	-
	3	千歳市景観条例（素案）	1
	4	千歳市強靱化計画（素案）	-
	5	千歳市教育振興基本計画（原案）	30
	6	千歳市高齢者福祉計画・第 8 期千歳市介護保険事業計画（素案）	1
	7	千歳市障がい者計画・第 6 期千歳市障がい福祉計画・第 2 期千歳市障がい児福祉計画（素案）	2
	8	千歳市農業振興計画（第 4 次）（素案）	7
R3	1	第 3 期千歳市商業振興プラン（案）	4
	2	千歳市景観計画（素案）	16
	3	千歳市地域公共交通計画（素案）	8
	4	千歳市第 2 期財政標準化計画（案）	2
	5	青空公園基本計画（案）	3
	6	千歳市第 3 期都市計画マスタープラン（素案）	2
	7	千歳市立地適正化計画（素案）	2
	8	千歳市耐震改修促進計画（素案）	2
	9	千歳市住生活基本計画（素案）	3
	10	千歳市水道事業経営計画（案）	6
	11	千歳市下水道事業経営計画（案）	9

12	第 11 次千歳市交通安全計画（案）	2
13	千歳市観光振興プラン（素案）	2

【広報広聴モニター】

（昭和 46 年設置・定員 20 名）

※令和 3 年度より定員を「地域枠 10 名」と「公募枠 10 名以内」に改定。※R 3 は「公募枠 3 名」

年度	実施日	内容	研修テーマ・視察先
H28	H28. 4. 27	委嘱状交付・研修	千歳市休日夜間急病センターの整備について
	H28. 9. 27	視察研修	介護保険サービスの手続き等について（研修）、特別養護老人ホームやまとの里見学
	H29. 2. 22	市長出前講座、懇談	
H29	H29. 4. 28	委嘱状交付・研修	キウス周堤墓群について
	H29. 10. 18	視察研修	千歳市休日夜間急病センターの概要について（研修）、千歳市休日夜間急病センター見学
	H30. 2. 22	市長出前講座、懇談	
H30	H30. 4. 27	委嘱状交付・研修	千歳科学技術大学における公立大学法人化について
	H30. 11. 12	視察研修	千歳市の上水道・下水道の概要について（研修）、蘭越浄水場見学
	H31. 2. 18	市長出前講座、懇談	
R1	H31. 4. 12	委嘱状交付・研修	千歳市生きるを支える自殺対策計画について
	R1. 9. 11	視察研修	ごみ処理の現状と焼却処理の広域化（講義）焼却施設及び破碎施設（研修）
	R2. 2. 10	市長出前講座、懇談	
R2	—	—	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委嘱状は郵送。会議及び市長出前講座は全て中止。
R3	—	—	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委嘱状は郵送。会議及び市長出前講座は全て中止。

【まちめぐりガイド】

（昭和 53 年度事業開始）

※平成 20 年度からは、行政版に加え、市民版も実施

※平成 30 年度は、胆振東部地震のため、行政版（9 月分）を中止

※令和元年度は、市民版はなく、行政版のみ実施

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止ため、行政版・市民版ともに中止

※令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止ため、全て中止

（※令和 4 年度からは、行政版廃止のため、市民版のみ）

年度	実施日	区分	内容	応募人数	参加人数
H28	28. 5. 31	行政版	定期	14	12
	28. 6. 30	市民版	支笏湖めぐり	32	25
	28. 7. 28	市民版	遺跡めぐり	29	24
	28. 8. 24	行政版	定期	9	9
	28. 9. 19	市民版	農村めぐり	51	36
	28. 10. 25	行政版	定期	41	40

	28. 11. 22	行政版	定期	23	22
	合 計			199	168
H29	29. 5. 25	行政版	定期	12	12
	29. 6. 29	市民版	空港めぐり	37	30
	29. 7. 28	市民版	企業めぐり	36	36
	29. 8. 25	行政版	定期	19	19
	29. 9. 28	市民版	支笏湖めぐり	25	25
	29. 10. 24	行政版	定期	15	15
	29. 11. 22	行政版	定期	83	40
	合 計			227	177
H30	30. 5. 29	行政版	定期	25	25
	30. 6. 27	市民版	縄文文化めぐり	14	14
	30. 7. 26	市民版	川めぐり	31	28
	30. 8. 30	行政版	定期	15	13
	30. 9. 17	市民版	農村めぐり(胆振東部地震のため中止)	27	—
	30. 10. 26	行政版	定期	42	36
	30. 11. 29	行政版	定期	48	40
	合 計			202	156
R1	1. 5. 29	行政版	定期	17	16
	1. 6. 27	行政版	定期	23	22
	1. 8. 29	行政版	定期	35	33
	1. 9. 27	行政版	定期	92	41
	1. 10. 29	行政版	定期	52	38
	1. 11. 25	行政版	定期	23	23
	合 計			242	173
R2	—	行政版	(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	—	—
	—	市民版	(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	—	—
	合 計			0	0
R3	—	行政版	(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	—	—
	—	市民版	(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	—	—
	合 計			0	0

## (5) 所管事務調査の委員の意見

- 新ひだか町の広報・広聴活動については、広報紙をはじめホームページ、SNS など様々な媒体を活用した広報活動や、まちづく懇談会、出前講座、町民説明会などの広聴活動を積極的に推進しており、全道的にも先進的な取組を行っていると認識しているが、広報・広聴活動は、町民を主役とした協働のまちづくりを進めるための重要な施策であるため、先進地の調査研究を行い、さらに充実した取組を推進すべきでないか。
- 広報活動は、町広報紙や町公式ホームページ、町公式 SNS などの媒体で各種情報を発信しているが、広報紙の充実を図るための予算の増額確保に努めるほか、定例記者会見の充実、外国人に対応するための多言語発信、広報モニターの設置など、さらに充実した広報活動に取り組むことが必要でないか。
- 広聴活動は、まちづくり懇談会のほか、出前講座や町民説明会、自治会要望など様々な取組みを行っているが、町長自らの出前講座や町長と町民の意見交換会、広聴モニターの設置など、さらに充実した広聴活動に取り組むことが必要でないか。
- 全ての町民が広報紙に興味を持ち読んでいただけるよう、SNS など新たな媒体に対応しつつ、各媒体の特徴や利用者層に合わせた必要な情報をわかりやすく情報発信に取り組む。
- 広聴活動に参加する町民は一定固定しているように感じる。町民が日頃感じていることや提案など、気軽に寄せられるように環境づくりや2年に1回のアンケート調査他、取り組む必要がある。
- 広報・広聴モニターの設置は興味深い
- 江別市の広報箱や千歳市の市長への手紙事業や市長へのポスト等考えてみる余地があるのでは。
- 町民の意見を幅広く聞き町政に反映させる事は大事な事だと考える。
- 今後の課題については多くあると思うが、他の市や町の施策を参考にして、我町も考えてゆく必要性を感じる。
- 業務実績はより詳細な内容を記録に残すようにすべき。
- モニター制度に取り組み、研修や視察を行い、公募も含め委員を募るべき。
- SNS などでの多言語対応はしなくてもいいと思います。インターネット翻訳を使用すれば利用者は対応できる。
- 町長の定例記者会見（または SNS や YouTube チャンネルの開始）
- Twitter の英語での情報発信（可能であれば他の SNS でも発信）

## (6) 所管事務調査の総括

- 新ひだか町の広報・広聴活動については、広報紙をはじめホームページや SNS など様々な媒体を活用した広報活動や、まちづくり懇談会、出前講座、町民説明会などの広聴活動を積極的に推進しており、全道的にも先進的な取組を行っていると認識しているが、広報・広聴活動は、町民を主体とした協働のまちづくりを進めるための重要な施策であるため、広報・広聴活動に対する町民意向調査や先進地事例調査を行い、さらに充実した取組を推進すべきでないか。
- 広報活動は、町広報紙や町公式ホームページ、町公式 SNS などの媒体で各種情報を発信しているが、広報紙の充実を図るための予算の増額確保に努めるほか、町長の定例記者会見の充実と町長の SNS や YouTube チャンネルの開始、Instagram の開設、外国人に対応するための多言語発信、広報モニターを設置など、さらに充実した広報活動に取り組むことが必要である。
- 広聴活動は、まちづくり懇談会のほか、出前講座や町民説明会、自治会要望など様々な取組みを行っているが、町長自らの出前講座や町長と町民の意見交換会、広聴箱の設置、町長への手紙事業、広聴モニターを設置など、さらに充実した広聴活動に取り組むことが必要でないか。

## 2 所管事務調査（その2）

### 町立学校の再編整備について

(1) 調査目的

町教育委員会では、町立学校の適正規模・適正配置を推進するため、令和2年3月に「新ひだか町立学校再編整備基本計画」を策定し、学校別説明会をはじめ、再編整備対象学校における保護者等住民説明会を開催するなど、町立学校の再編整備を進めてきている。この再編整備を進めるためには、保護者等関係者の十分な理解と協力を得るなど、丁寧な対応が必要であることから、望ましい教育環境の整備に向けて調査・研究を行うものである。

(2) 新ひだか町の現状と課題（別紙）

(3) 各学校のアンケート調査結果（別紙）

(4) 所管事務調査の委員の意見（別紙）

(5) 所管事務調査の総括（別紙）

(6) 調査方法

所管課へのヒアリングの他、再編整備対象学校へのアンケート調査を行い、各委員からの意見を集約し、調査報告書として作成している。

(7) アンケート調査先（7校）

静内小学校、山手小学校、東静内小学校、高静小学校、桜丘小学校  
静内中学校、静内第3中学校

(8) 調査期間

令和4年6月29日～令和4年12月31日

## (2) 新ひだか町の現状と課題

新ひだか町教育委員会では、少子化による児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化が進む中で、町立学校の適正規模・適正配置を推進するため、令和2年3月25日に「新ひだか町立学校再編整備基本計画」を策定している。

現在、学校別説明会や保護者等住民説明会を開催し、再編整備を進めており、静内小学校、山手小学校、東静内小学校の3校は、令和4年度の「交流活動期間」を経て、令和5年4月1日から静内小学校1校に再編整備を実施することとしている。

また、高静小学校、桜丘小学校の2校は、令和4年度を「事前交流準備期間」、令和5年度を「交流活動期間」とし、令和6年4月1日から高静小学校1校に再編整備を実施する方針としている。

今後の課題としては、統合によって生じる児童生徒の負担軽減や教育環境の整備・充実、統合後におけるスクールバスの運行や施設整備、教職員の配置などの課題があると思われるので、保護者等関係者の十分な理解、協力を得ながら、再編整備を進める必要がある。

### (3) 各学校のアンケート調査結果

#### 1 スクールバスの運行について、意見や要望はありますか

教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車時間が長くなることへの不安。</li> <li>・校地内バス停留場付近の安全確保（道路表示、看板等の設置等）</li> <li>・校舎周辺および校地内の道路環境整備（舗装等）</li> <li>・下校便への乗降確認の仕方（乗る、乗らない等）</li> <li>・事前に児童・保護者の乗車体験を行ってほしい</li> <li>・通学時間ができるだけ短くなるようなルートにしてほしい。</li> </ul>
児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス時刻が早くなるのではないかと不安。</li> <li>・(校舎裏がバス通路として整備され中庭の山がなくなることに對して) 中庭の山をどこかにつくってほしい。</li> <li>・スクールバスを利用する児童・生徒が増えるので、安全の確保が必要である。</li> </ul>
PTA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車時間が長くなることへの不安。</li> <li>・バス時刻が早くなるのではないかと不安。</li> <li>・安全面の心配</li> <li>・早く路線を確定してほしい（停留所の確認も）</li> <li>・災害時の対応</li> <li>・コロナウイルス感染症に対する対応</li> <li>・確実にバスに乗・降車したなどわかる仕組みにしてほしい</li> <li>・運転手による安全確認、子どもへの言動の配慮を徹底してほしい</li> </ul>
学校運営協議会	

#### 2 統合先の学校施設について、意見や要望はありますか

教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨漏り箇所の補修</li> <li>・トイレ環境改善（洋式化）</li> <li>・教室環境の整備（空き教室の補修、黒板張替え等）</li> <li>・グラウンド周辺フェンスの改修</li> <li>・学校行事の際の駐車場の確保</li> <li>・暖房機器の整備</li> <li>・老朽化した施設・備品の更新をスピード感をもって行ってほしい</li> <li>・教職員の要望を聞く機会も設定していただきたい。</li> <li>・教室内のスペースを十分に確保してほしい。</li> <li>・エアコンやICT機器など教室環境を充実してほしい</li> </ul>
児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが、学習や生活がしやすい環境づくりをお願いしたい。</li> </ul>
PTA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人数が増えることに対応できる学校環境を整えてほしい</li> <li>・災害時の対応</li> <li>・保護者駐車スペースを十分に確保してほしい</li> </ul>
学校運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品の更新を優先的に行ってほしい</li> </ul>

### 3 統合先の学校づくりについて、意見や要望はありますか

教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人でも多く、高静小に転勤させて欲しい。</li> <li>・人事異動の配慮（山手小、東静内小から数名を静内小へ）</li> <li>・三校の良いところを取り入れつつ、子どもたちや先生方の過度の負担にならないよう配慮</li> <li>・ワークショップで十分準備ができている</li> <li>・再編ワークショップで話し合われたことを学校経営に反映していただきたい。</li> <li>・事前交流等を含めて、生徒の心理的な負担軽減を図ってほしい。</li> </ul>
児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜丘小でやっていた様々な体験学習を、高静でもできたらいい。</li> <li>・知っている先生にいてほしい</li> <li>・学級編成は子どもたちの実態を踏まえ、慎重に実施をお願いしたい。</li> </ul>
PTA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜丘小の先生をできるだけ多く、高静小に入れて欲しい。</li> <li>・できるだけ桜丘の子どもたちが一緒に学級になるよう配慮して欲しい。</li> <li>・引き続き、桜丘の時のように多くの体験的活動ができるようにして欲しい。</li> <li>・安心して学校に行くのが楽しい学校にしてほしい</li> <li>・静内小に山手小から先生が何人でもよいので移動してもらえると子どもたちも安心できる。</li> <li>・統合ではなく再編ということなので、新しい学校をつくるという観点で学校づくりをしてほしい。</li> </ul>
学校運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域との交流を盛んにしてほしい</li> <li>・この地域との交流・連携の継続をお願いしたい</li> </ul>

### 4 放課後児童クラブについて、意見や要望はありますか

教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静内小に児童館機能を移転することは基本的に賛成だが、さまざまな条件（環境等）の整備が必要</li> <li>再編後の校区に十分なスペースと人員の確保をお願いしたい</li> </ul>
児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や子どもたちのことを考え、児童館については旧学区で開設して欲しい。</li> </ul>
PTA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高静もしくは豊畑、希望する放課後児童クラブに入れるようにして欲しい。今まで通り、高学年も見てもらわないと困る。</li> <li>仕事の関係等で山手児童館、青柳児童館のどちらを選択してもよいようにしてほしい。</li> <li>離れているので子どもの安全確保を徹底してほしい</li> </ul>
学校運営協議会	

5 最終統合施設の建設場所について、意見や要望はありますか

教職員	高静小敷地内でいいので、垂直避難が可能な高さで十分な広さの屋上を確保してほしい
児童・生徒	
PTA	
学校運営協議会	

6 その他再編整備に対する意見・要望はありますか

教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間的な余裕のある再編にしてほしい。</li> <li>・これ以降の再編整備については十分な準備期間を設けることが重要</li> <li>・これからも学校再編事業については、意見の集約や情報発信など、ていねいに進めていただきたい。</li> </ul>
児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これからも学校再編事業については、意見の集約や情報発信など、ていねいに進めていただきたい。</li> </ul>
PTA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスの乗車時間をできるだけ短くし、朝も早すぎないように配慮をお願いしたい。</li> <li>・時間的な余裕のある再編にしてほしい。</li> <li>・寂しいことだが今後の児童数等を考えると仕方がない</li> <li>・これからも学校再編事業については、意見の集約や情報発信など、ていねいに進めていただきたい。</li> </ul>
学校運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>寂しいことだが今後の児童数等を考えると仕方がない</li> <li>・これからも学校再編事業については、意見の集約や情報発信など、ていねいに進めていただきたい。</li> </ul>

#### (4) 所管事務調査の委員の意見

- 町立学校の再編整備については、住民説明会や学校別説明会を開催するなど、保護者等関係者への丁寧な説明により再編整備を進めていると認識しているが、再編によって生じる児童生徒の負担軽減や教育環境の整備・充実、再編後におけるスクールバスの運行や再編先学校の施設整備、教職員の配置など、保護者等関係者の意見・要望を十分把握して再編整備を進めることが必要である。
- スクールバスの運行については、安全確保は当然のこと、運行ルートや運行時間、バス停等は、児童生徒の負担にならないように、十分配慮した運行計画を早めに提示すべきでないか。
- 教職員人事については、再編しても変わらぬ学習環境を確保するために、再編される学校の教職員の再編先への人事配置に配慮することが必要である。
- 現在、放課後帰宅できない児童については、児童館や保育所などを利用しているが、再編後の体制については、保護者等関係者の理解のもと、再編先学校の空き教室を活用するとともに、帰宅に係るバス運行の体制も整備する必要がある。
- 学校再編整備基本計画では、小学校は最終的に高静小学校1校への再編であるが、児童数も勘案しながら、当面は、2校体制で進めることも必要でないか。  
また、建設場所については、高静小学校で特に問題はないと思うが、施設建設中のグラウンド確保が課題であると思うので、その対応について検討することが必要である。
- スクールバスの運行上におけるマニュアルの充実。安心安全な運行は当然のこと、利用児童の乗り降り時における人数確認など、運転手だけではなく教職員を同乗させて連絡・報告・確認などのバス停留所や乗車時間等十分な配慮が必要である。
- 再編に伴う再編先の学校施設の整備として、雨漏り個所の補修・トイレ環境改善（洋式化）・教室環境の整備（空き教室の補修、黒板の張替えなど）・暖房機器の整備・グラウンド周辺フェンスの改修・学校行事の際の駐車場確保など、速やかに施設整備を実施する。
- 教職員の人事異動への配慮として、児童の心理的なことを考えて山手小学校・東静内小学校から数名の教職員を異動する。
- スクールバスの安全・安心な運行システム・マニュアルを示すべきでは。
- 児童館のあり方を検討すべき。

- 将来の学校再編については、十分に時間をかけて議論してほしい。  
PTA、学校運営協議会等の意見を十分検討する事。再編ありきからの議論ではなく、町として、町民にとって、児童・生徒にとって、幅広い視点で議論してほしい。
- 意見や要望は「不安」の現れと認識し、すべて解消されるよう取り組まれない。
- 特に、再編される学校は、不安が一層強いため、丁寧な説明と意思の疎通を求める。
- 事前の交流は、児童生徒に加え、PTA のさらなる強化と、通学区の地域全体を範囲とした交流にも努められたい。
- 再編後も地域性を活かした学校活動を存続して欲しい（田植え稲刈り・潮干狩り等）
- 東静内小学校からの建設場所の意見要望で垂直避難が可能な広さの屋上確保を要望しているがこれからの新校舎にはエコスクール等で支障にならぬか。
- アンケートの回答に丁寧に説明と対応をする
- 再編整備後の校舎やグラウンドの利活用方法の検討

## (5) 所管事務調査の総括

- 町立学校の再編整備については、住民説明会や学校説明会を開催するなど、保護者等関係者への丁寧な説明により再編整備を進めていると認識しているが、再編によって生じる児童生徒の負担軽減や教育環境の整備・充実、再編後におけるスクールバスの運行、再編先学校の施設整備、教職員の配置など、保護者等関係者の意見・要望を十分把握するとともに、丁寧な説明と意思疎通により再編整備を進める必要がある。
- スクールバスの運行については、安心安全確保は当然のこと、児童生徒の負担軽減を十分考慮した運行ルートや時間、バス停の位置、乗降時の複数による人数確認などの「運行マニュアル」を早めに提示すべきでないか。
- 教職員人事については、北海道教育委員会の権限であるが、再編後の児童生徒の心理的な不安解消を図るため、再編される学校教職員の再編先学校への人事配置が必要であることから、人事配置について北海道教育委員会に要望する必要がある。
- 現在、放課後帰宅できない児童については、児童館や保育所などを利用しているが、再編後の体制については、保護者等関係者の理解のもと、再編先学校の空き教室の活用や帰宅時のバス運行の体制整備を検討する必要がある。
- 再編整備後については、田植えや潮干狩り等、地域特性を活かした学校活動を継続するとともに、校舎やグラウンドの利活用について検討する必要がある。

以上、所管事務調査2項目の調査報告書とする。

令和4年12月2日

**総務文教常任委員会**

委員長	木	内	達	夫
副委員長	本	間	一	徳
委員	川	合		清
〃	志	田		力
〃	池	田	一	也
〃	大	川	勝	也
〃	橋	本	靖	史

事務局長	伊	藤	信	夫
主査	附	田	晴	香

# 「高齢者福祉施設の指定管理者制度導入後の管理・運営体制の現状」 に関する政策提言書

[厚生経済常任委員会]

## 1 調査事項

高齢者福祉施設の指定管理者制度導入後の管理・運営体制の現状について

## 2 解決すべき課題

高齢者福祉施設 6 施設の一体的な指定管理に伴う指定管理者に移行後 1 年を経過し、転籍職員の処遇・動向、施設の運営状況等、基本協定書に基づく適正な管理運営について、課題・問題点が見受けられることから、指定管理者制度導入後の適正な管理・運営体制の取組みが図られることが必要である、

## 3 提言する政策

指定管理者に移行後 1 年を経過し、施設等の利用状況及びサービス・職員等がどのような状況となっているかなど、民間活力導入による介護サービス事業等の管理・運営の現況を把握のうえ、課題・問題を提起し、今後の適正なあり方等について調査した。

高齢者福祉施設 6 施設の一体的な指定管理に伴う施設の移管にあたっては、安定的かつスムーズに事業を引き継ぐため、当該施設で勤務する全職員(正規・非正規)を対象とし、指定管理先での雇用の場を確保したうえで、民間業者である指定管理者先へ転籍を願うことを基本として進めること、また、将来にわたる高齢者福祉施設の継続的かつ安定的な管理運営が目的であることから、移行後においても「転籍職員の処遇・動向」「施設の運営状況」等について、調査・分析・検証を進めること、更には、基本協定書は、町と指定管理者が相互に協力し、施設を適正かつ円滑に管理していくために必要な重要事項を定めたものであり、永続的な基本協定書に基づく適正な管理運営を図ること。などを踏まえた運営体制により利用者へのサービス向上が図られているかなど実態調査したが、現時点で 1 年 8 か月経過の中、課題・問題点が見受けられる。

町として、改めて原点に戻り、更に現状を十分に把握し、指定管理者に対し管理の適正を期すため監督し当該指定管理者制度導入の目的達成が必要であると考え

る。  
そのために、導入後の適正な管理・運営体制の取組みを図られるよう、次のとおり提言する。

### (1) 転籍職員の処遇等について

指定管理者に転籍を想定した173名の内、移行前の令和3年3月31日までに17名が退職し、更に指定管理者への移行1年後の令和4年3月末日までに18名が退職し、令和4年8月末には転籍職員は129名となっている。また、今日まで転籍職員から労働条件等の処遇に関して町からの説明内容と実態には齟齬があり不満の意見がある。

このことは転籍職員に対する十分な対応ができていなかったのではないかと考慮される。

現状を十分に把握して、転籍職員への相談体制を強化し、職員の確保とサービスの向上を図られたい。

## (2) 施設運営の指定管理者への監督について

転籍職員のモチベーション、施設の運営等について、転籍職員の現給保障額分等支給の確認や人的配置基準、稼働率の減少状況には不明瞭な事項もあることから、さらに調査・分析・検証を実施、高齢者福祉事業運営に関し指定管理者への施設設置者として監査・監督等を通じ必要な指示を行われたい。

## (3) 高齢者福祉施設の管理運営に関する基本協定書及び高齢者福祉施設の管理運営に関する年度協定書について

基本協定書と年度協定書を策定しているが、基本協定書の第24条（指定管理料）及び第25条（転籍職員の現給保障）は、当該指定管理者制度導入時における最重要基本協定条文であるが、年度協定書は指定管理料の算出・支払いに関してこれを大きく逸脱しており、多くの退職者が出ている現状から、基本協定書に即して指定管理料は過去に遡って精査すべきである。

指定管理料の算定基礎は、転籍対象職員173名（正規職員88名・非正規職員85名）の5年間の職員現給保障額1,384,400千円とケアハウスのぞみ収支不均衡分115,000千円（23,000千円/年×5年間）を含めた総額1,499,400千円を債務負担行為限度額として計上している。

従って、当該指定管理料の現給保障の主旨は、明確に町が直営で運営している高齢者福祉施設6施設で勤務する全職員（正規・非正規）と対象とし、指定管理者先での雇用の場を確保した上で、転籍していただくことを基本として積算した指定管理料であり、人件費（現給保障費）として交付目的が限定された指定管理料である。

しかし、町は、一般的な指定管理者制度の性質上のことを建前として5年間の総額をもって適正な施設運営ができるとの提案のもと決定したとして、諸般の執行事務手続きを了としているが、このことは指定管理者との年度協定書には議会へ説明した基本協定を大きく逸脱している。早急に見直しをして内容を精査・修正し、基本協定書と齟齬のないように年度協定書を改定すべきである。

(4) 高齢者福祉施設 6 施設指定管理者導入後の転籍職員の運営体制の実態について  
指定管理者導入の令和 3 年 4 月では転籍職員 1 5 6 名、2 年目の令和 4 年 4 月では転籍職員 1 3 8 名、8 月末時では転籍職員 1 2 9 名体制となり、現状は当初転籍職員数より大きく減少している。

町は職員の配置基準不足などの影響により稼働率が減少したことを理由にしているが、実態は現給保障額の担保の下での当初の転籍職員数及び資格者職員体制が十分確保され業務継続されていたにもかかわらず、その後における転籍職員に関して町と指定管理者側との処遇対応が不足していたことから、きめ細やかな対応を行うことを求めていたが、転籍職員は暫時減少傾向にあるため、必要職員の確保に努め、経営とサービス向上を図られたい。

(5) 施設利用状況の実態及び業務資格者職員数の実態について

指定管理者導入後の各施設利用状況の稼働率は、令和 2 年度町直営運営稼働率を基にして令和 4 年 8 月末利用状況を比較すると、静寿園・短期で 3 9 . 6 % 減、蓬萊荘・入所で 1 5 % 減、蓬萊荘・短期で 2 9 . 4 %、デイサービスみついで 9 . 2 % と大幅な減少での運営体制となっている。また、他の 6 施設全てにあっても 5 . 9 % 減～ 3 . 6 % 減少の状況である。

また、高齢者福祉施設業務の要となる正職員では介護福祉士及び看護師・准看護師の職員が大幅に減少し、非正規職員にあってもフルタイム職員の減少が際立っており、稼働率の低下及び業務資格者体制の減少は安定的な介護サービス提供に支障が出ることは明らかである。

町として分析・検証し、指定管理者への確かな指導の徹底を図られたい。

#### 4 調査及び検討の経過

所管事務調査として、施設等の利用状況及びサービス・職員等がどのような状況となっているかなど、民間活力導入による介護サービス事業等の管理・運営の現況を把握のうえ、課題・問題を検証し、今後の適正なあり方等について調査を行い、別添のとおり委員会調査報告書を取りまとめたものである。

## 厚生経済常任委員会 所管事務調査結果 報告書

「高齢者福祉施設の指定管理者制度導入後の管理・運営体制の現状について」

### 1. 調査の結果等

指定管理者に移行後1年を経過し、施設等の利用状況及びサービス・職員等がどのような状況となっているかなど、民間活力導入による介護サービス事業等の管理・運営の現況を把握のうえ、課題・問題を検証し、今後の適正なあり方等について調査したので、次のとおり報告する。

- (1) 令和2年12月17日、第7回町議会定例会付託事件「議案第15号 指定管理者の指定について」の厚生経済常任委員会審査報告書、審査意見の留意事項について

#### 【審査意見】

- 1 町が直営している高齢者福祉施設の特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、ケアハウスの指定管理者制度への移行にあたっては、安定的かつスムーズに事業を引き継ぐための絶対条件として、当該施設で勤務する全職員（正職員・非正規職員）の雇用の場を確保したうえで、指定管理先へ転籍願うことが必須であり、対象職員に対する処遇・対応については、十分な配慮やきめ細やかな対応を継続して行うとともに、引き続き、議会及び所管委員会とも十分に情報共有しながら指定管理者制度への移行を行われたい。
- 2 将来にわたる高齢者福祉施設の継続的かつ安定的な管理運営が目的であることから、指定管理者制度へ移行した後においても、「転籍職員のモチベーション」、「施設の運営状況」等について、調査・分析・検証を進めるなど、町の関与が希薄とならないように努められたい。
- 3 基本協定書は、町と指定管理者が相互に協力し、施設を適正かつ円滑に管理していくために必要な重要事項を定めたものであり、永続的に適正な管理運営が図られるよう十分に配慮願いたい。

#### ① 転籍職員の処遇等について

指定管理者に転籍を想定した173名の内、移行前の令和3年3月31日までに17名が退職し、指定管理者に移行1年後の令和4年3月末日までに18名が退職し、令和4年8月末には転籍職員は129名となっている。また、今日まで

転籍職員から労働条件等の処遇に関して町からの説明内容と実態には齟齬があり不満の意見がある。このことは転籍職員に対する十分な対応ができていなかったのではないか思慮される。

改めて原点に戻り、更に現状を把握して、当該指定管理制度導入の目的達成が必要である。

## ② 施設運営の指定管理者への監督

転籍職員のモチベーション、施設の運営等について、転籍職員の現給保障分等支給の確認や人的配置基準、稼働率の減少状況には不明瞭な事項もあることから、さらに調査・分析・検証を実施し、高齢者福祉事業運営に関し指定管理者への施設設置者として監査・監督等を通じ必要な指示が必要である。

## ③ 基本協定

基本協定書に基づき、年度協定書を策定しているが基本協定書の第24条（指定管理料）及び第25条（転籍職員の現給保障）は、当該指定管理者制度導入時における最重要基本協定条文であるが、年度協定書は指定管理料の算出・支払いに関して大きく逸脱しており、多くの退職者が出ている現状から、指定管理料は過去に遡って精査し、基本協定書に即して改定すべきである。

転籍職員の現給保障や地域振興等各条項の現状の指定管理者導入後の運営実態等を踏まえ、適正な管理運営に努め、利用者へのサービス向上を図ることが必要である。

## (2) 指定管理者への転籍職員数等の現状について

### ① 高齢者福祉施設6施設の指定管理者導入への経過・転籍職員数

高齢者福祉施設6施設の一体的な指定管理に伴う施設の移管にあたっては、安定的かつスムーズに事業を引き継ぐため、当該施設等で勤務する全職員を対象とし、指定管理先での雇用の場を確保した上で、民間事業者である指定管理者先へ転籍を願うことを基本とし進められた。

現給保障内容として、正職員においては、令和3年度から令和7年度の5年間は、対象保障に対し100%の保障を行い、令和8年度から令和12年度の5年間は、激変緩和期間として年16%ずつ保障額を減額し、トータル10年間の現給保障を行うこと。

また、会計年度任用職員においては、給料・時給の現給保障期間を5年間とし、期末勤勉手当は、令和3年度のみ保障することとし、転籍職員に寄り添った丁寧できめ細やかな対応と協議を確認されたところであるが、転籍職員数の実態調査を行ったところ、次のとおりであった。

- ア 計画試算時：転籍想定職員数・R2.11.26 厚生経済常任委員会資料に基づく  
 転籍正職員数 88 人＋転籍非正規職員数 85 人＝転籍職員数合計 173 人
- イ R3 年 2 月：R3.2.15 厚生経済常任委員会資料に基づく  
 転籍正職員数 74 人＋転籍非正規職員数 93 人＝転籍職員数合計 167 人
- ウ R3 年 4 月：R3.4.1 日からの指定管理者への転籍職員数  
 転籍正職員数 69 人＋転籍非正規職員数 87 人＝転籍職員数合計 156 人
- エ R4 年 4 月：R4.4.1 からの指定管理者への転籍職員数  
 転籍正職員数 64 人＋転籍非正規職員数 74 人＝転籍職員数合計 138 人
- オ R4 年 8 月：R4.8.31 直近の指定管理者への転籍職員数  
 転籍正職員数 57 人＋転籍非正規職員数 72 人＝転籍職員数合計 129 人

※ 転籍職員数の実態調査、詳細は別添 1 のとおり

以上から、町の当初指定管理者導入計画試算時に想定する現給保障を要する職員数 173 人に対し、令和 3 年 4 月 1 日指定管理者導入スタート時の転籍職員数 156 人となり、比較すると転籍職員数は 17 人減少での運営体制、また指定管理者導入 2 年目の令和 4 年 4 月 1 日時の転籍職員数は 138 人となり当初の想定人数と比較すると、転籍職員数 35 人減少での運営体制、更には、今年 8 月末現在の転籍職員数 129 人であり当初の想定人数と比較すると、転籍職員数 44 人と、異常な減少での運営体制となっている。制度の導入は、将来に渡る高齢者福祉施設の継続的かつ安定的な管理運営が目的であることを鑑み、当初の指定管理者導入計画時の原点に戻り、福祉向上の目的が達成されるよう指定管理者への監督権限を強化し、現状を検証し適正な運用体制に指導すべきであると考えます。

## ② 業務資格者職員の試算時と令和 4 年 8 月末現在の推移職員数比較

業務資格者職員の試算時と令和 4 年 8 月末現在の推移職員数比較は、次のとおりであり、令和 4 年 8 月末までに指定管理者において、総数 50 名の職員が採用されているが、町直営時に比べ介護職員は常勤換算で 35.9 名少なく、看護職員においても 5.5 名少なく、非正規職員にあってもフルタイム職員の減少が際立っている現状にある。

このことから、高齢者福祉施設業務の要となる正職員では介護福祉士及び看

護師・准看護師の職員が大幅に減少し、非正規職員にあってもフルタイム職員の減少が際立っているのが現状である。

：正規職員・介護福祉士 60名→42名		：非正規職員・フルタイム職員 40名→25名	
・介護支援専門員	4名→5名	・パートタイム職員	43名→45名
・生活相談員	5名→4名	・その他職員	2名→2名
・看護師	11名→2名		
・准看護師	5名→2名		
・栄養士	3名→2名		

※ 「業務資格者職員の試算時と令和4年8月末現在の推移職員数比較」別添2のとおり

③ 指定管理者導入への転籍職員の内社会福祉協議会関係者職員のあり方について

指定管理者導入にあたり、併設施設デイサービスセンターなごみ職員18名中転籍者13名とデイサービスセンターあざみ職員15名中14名を転籍職員の現給保障額を指定管理料として計上し、高齢者福祉6施設の一体的な指定管理としているが、現給保障は、町の職員の身分保障であるが、社会福祉協議会職員は民間事業者であり現給保障の対象とするには疑義が残る。

(3) 施設利用状況の実態について

施設利用状況の実態は、次のとおりあり、指定管理者導入後の各施設利用状況の稼働率は、令和2年度町直営運営稼働率を基にして令和4年度8月末利用状況を比較すると、静寿園・短期で39.6%減、蓬莱荘(入所)15%減、蓬莱荘(短期)29.4%減、デイサービスみついし9.2%減と大幅な減少での運営体制となっている。また、他の6施設の全てにあっても5.9%減から3.6%減少状況である。

原因は、新型コロナウイルスの影響のほか、転籍職員体制関連の現在の実態が及ぼしているものと考えるが、稼働率の低下は、安定的な介護サービス提供に支障が出ることは明らかである。

町として、分析・検証し的確な指導が必要である。

高齢者福祉施設 6 施設の指定管理者制度導入後の施設利用状況の稼働率 (%)

施設名	R2 度 町直営 x	R3 度 指定管理者 y	x-y 増減	R4.9 月末 指定管理者 z	x-z 増減
静寿園 ・入所	94.75	95.06	0.31	90.93	△3.82
静寿園 ・短期	75.94	63.15	△12.79	36.38	△39.56
蓬萊荘 ・入所	93.46	91.70	△1.76	78.50	△14.96
蓬萊荘 ・短期	63.53	58.44	△5.09	34.21	△29.32
デイサービス ・あざみ	60.36	56.98	△3.38	56.79	△3.57
デイサービス ・なごみ	69.32	63.31	△6.01	63.44	△5.88
デイサービス ・みついし	75.42	76.07	0.65	66.29	△9.13
ケアハウス のぞみ	93.79	91.84	△1.95	90.00	△3.79

2. 調査結果等のまとめ

(1) 町「高齢者福祉施設」の管理運営に関する基本協定書及び高齢者福祉施設の管理運営に関する年度協定書に関連する疑義について

○ 指定管理料

第 2 4 条 指定管理料は、職員現給保障に係る経費及びケアハウスのぞみ管理運営経費とし、それ以外の委託料等の支払いは原則行わないものとし、年度協定書において各年度の指定管理料を定めるものとする。

○ 転籍職員の現給保障

第 2 5 条 転籍した職員の現給保障は、町が定めた期間において、所要の額を給与と併せて指定管理者が職員に支給するものとする。

○ 協定内容の変更

第 4 4 条 本業務に関し、本業務の前提となる条件若しくは内容が変更されたとき又は特別な事情が生じたときは、協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

上記関連条文を基に、指定管理料の算定基礎は、転籍対象職員 1 7 3 名（正職員

88名・非正規職員85名)の5年間の職員現給保障額1,384,400千円とケアハウスのぞみの収支不均衡115,000千円(23,000千円/年×5年間)を含めた総額1,499,400千円を債務負担行為限度額として計上している。

従って、当該指定管理料の現給保障の主旨は明確に町が直営で運営している高齢者福祉施設6施設で勤務する全職員(正規・非正規)を対象とし、指定管理者先での雇用の場を確保した上で、民間事業者である指定管理者先へ転職していただくことを基本とし積算した指定管理料であり、人件費(現給保障費)として交付目的が限定された指定管理料である。

しかし、町は、一般的な指定管理者制度の性質上のことを建前として5年間の総額をもって適正な施設運営ができるとの提案のもと決定したとして、諸般の執行事務手続きを了としているが、このことは指定管理者との年度協定書には議会へ説明した基本協定を大きく逸脱している。早急に見直しをして内容を精査・修正し、基本協定書等と齟齬のないように年度協定書を改訂すべきである。

#### 関連質問事項抜粋

☆ 現給保障は在籍職員に確実に現給保障分が支給されているか。

☆ 住民の立場からは、町と指定管理者の年度協定書第3条は、新ひだか町に損害を与える条項として認められないものとする。

☆ 年度協定書には、年度の支払い総額と支払期別の金額が記載されているだけで、退職等による異動が想定される現給保障についての記載が無い。これは協定上の重大な過失であり、早急に改定すべきである。

指定管理料は、現給保障額の限度額のなかで精算されていくべき性質と理解している。この年度協定書は基本協定書を逸脱するものであり、速やかな協定の改定を求める。

☆ 年度協定書第3条には指定管理料の変更についての規定がある。この条項を使って基本協定書に基づいた年度協定に改めるべきである。

☆ 今回の指定管理において、指定管理者の企業努力を必要としているところは殆どないと認識している。

☆ 介護サービス事業等を、安定的かつ継続的に体制維持するために指定管理制度を導入したが、それにより職員に過員が生じたため地方公務員法第28条を適用し、分限免職したものであるが、第28条等の処分に関しては、どの項目を適用したかが不明瞭であり、今回のケースでは職員の非は認められないと考える。

☆ 高齢者福祉施設6施設の安定的かつスムーズに引き続きとし、当該施設で勤務する全職員(正職員・非正規)を対象としていたが、実態は一部の職員(介護業務担当)のみに、期限(令和2年12月21日)を定め転籍同意書を提出させている。この手法には合理性はあるのか。

☆ 現給保障対象職員が多く退職しているが、債務負担行為として限度額を総額と

しているが、必要のない支出が発生している、見直すことはしないのか。協定書の事項には返還を求めるとの記述は無い。町は求めない、財政法・条例等の法令根拠はあるのか。

☆ 整理解雇の4要件、「人員整理の必要性」・「解雇回避努力」・「解雇基準の合理性」・「手続きの妥当性」の4要件について具体的に対象者に対し、より理解を深める対応はされたのか。

(2) 高齢者福祉施設6施設指定管理者導入後の転籍職員の運営体制実態調査から

指定管理者導入の令和3年4月では転籍職員156名、2年目の令和4年4月では転籍職員138名、8月末時では転籍職員129名体制となっている。現状は、当初転籍職員数より大きく減少している。

町は職員の配置基準不足などの影響等により稼働率が減少したことを理由にしているが、実態は現給保障額の担保の基での当初の転籍職員数及び資格者職員体制が十分確保され業務継続されていたにもかかわらず、その後における転籍職員の現給保障状況関連での町と指定管理者側との処遇対応が不足していたことから、対象職員に対し継続したきめ細やかな対応を行うことを求めていたが、現在の業務実施体制の状況となっている。

以上からの実態を踏まえ、基本協定書の第24条(指定管理料)及び第25条転籍職員の(現給保障)及び第44条(協定の内容の変更)の条文に基づき吟味精査して適正な管理運営業務の基本協定書、年度協定書とすべきである。

(3) 指定管理料に係る経費転籍職員の現給保障の算定のあり方について

※ P8～P10までのとおり

指定管理料に係る経費転籍職員の現給保障算定のあり方について

① 指定管理料に係る経費転籍職員の現給保障算定について

町は、令和2年度高齢者福祉施設勤務職員総数212人に対し指定管理制度導入への転籍を想定している職員を173人として試算した。以下、人数及び現給保障額を明示すること。

㊦ 試算時の転籍を想定している職員173人のうち正職員数88人と会計年度任用職員数85人の現給保障算定額を明示。

想定職員総数の現給保障額 365,481千円＝正職員数現給保障額 283,361千円＋会計年度任用職員数現給保障額 82,120千円  
合計173人 正職員数88人 会計年度任用職員数85人

㊧ R3年2/5日現在(資料)の転籍を想定している職員167人のうち正職員数と会計年度任用職員数及び現給保障算定額を明示。

想定職員総数の現給保障額 336,561千円＝正職員数現給保障額 257,181千円＋会計年度任用職員数現給保障額 79,380千円  
合計167人 正職員数74人 会計年度任用職員数93人

∞

(R4年3/31日) (144人)

㊨ R3年4/1日指定管理者導入時の転籍職員156人のうち転籍正職員数と転籍会計年度任用職員数及び現給保障算定額を明示。

(305,043千円)

転籍職員総数の現給保障額 320,017千円＝正職員数現給保障額 247,139千円＋会計年度任用職員数現給保障額 72,878千円  
合計156人 正職員数69人 会計年度任用職員数87人

(ただし、算定基礎は㊦の対象職員試算時の年額現給保障額にて算定とする。)

㊩ R4年4/1日現在指定管理者転籍職員138人のうち転籍正職員数と転籍会計年度任用職員数及び現給保障額算定額を明示。

転籍職員総数の現給保障額 265,287千円＝正職員数現給保障額 225,399千円＋会計年度任用職員数現給保障額 39,388千円  
合計138人 正職員数64人 会計年度任用職員数74人

(ただし、算定基礎は㊦の対象職員試算時の年額現給保障額にて算定とする。)

② 指定管理料、指定管理者の指定に伴う債務負担の設定(5年間)の経過(令和2年11月16日厚生経済常任委員会説明)

・指定管理者に支払う指定管理料は、指定管理期間の5年間の総額1,499,400千円を上限とした。

「算定根拠について」

◎ 試算時の転籍職員数173人の現給保障額1,692,449千円+ケアのぞみの収支不均衡分115,000千円=合計1,807,449千円となるが、町は指定管理者導入時に双方協議の中で指定管理者側からも17%引き割合で負担の提案あった。(17%引きの理由は指定管理者として負担できる実費で決めたとの説明)

よって、これに基づき計算すると、現給保障及び収支不均衡分総額合計1,807,449千円×83%町負担分=1,500,182千円(▲782千円調整)÷1,499,400千円と定めている。

A 上記算定根拠から令和3年度指定管理料317,000千円を計算してみると、

指定管理料試算時の転籍職員173人の現給保障額365,481千円+ケアのぞみの収支不均衡分23,000千円=合計388,481千円となる。

現給保障及び収支不均衡分合計388,481千円×83%町負担分=322,493千円(▲5,439千円調整)÷317,000千円と定めている。

(令和4年3年31日)

(144人)

(305,043千円)

A—1 しかし、実績、令和3年4月1日指定管理者導入時の転籍職員156人の現給保障額の算定額①320,017千円+ケア(328,043千円)

のぞみの収支不均衡分額23,000千円=合計343,017千円となるので再計算すると。

(328,043千円)

(272,275千円)

・現給保障及び収支不均衡分合計343,017千円×83%町負担分=284,704千円となる。

(272,275千円) (44,725千円)

・令和3年度指定管理料317,000千円-令和3年度上記算定分額284,704千円=32,296千円の不用額となる。

B 同様に、令和4年度の指定管理料 295,600 千円を計算してみると

指定管理料試算時の 173 人の現給保障額 335,781 千円＋ケアハウスのぞみの収支不均衡分額 23,000 千円＝合計 358,781 千円となる。

現給保障額及び収支不均衡分合計 358,781 千円×83%町負担分＝297,788 千円(▲2,188 千円調整)≒295,600 千円と定めている。

B—1 しかし、実績の令和4年4月1日2年目の転籍職員数 138 人の現給保障額の算定額 7 ページ⑤265,287 千円＋ケアハウスのぞみの収支不均衡分額 23,000 千円＝合計 288,287 千円となるので再計算すると。

- ・現給保障及び収支不均衡分合計 288,287 千円×83%町負担分＝239,278 千円となる。
- ・令和4年度指定管理料 295,600 千円－令和4年度上記算定分額 239,278 千円＝56,322 千円の不用額となる。

.....

さらに、現状を推移すると、令和4年度8月末現在では、転籍職員数 129 人へと減少での運営体制状況から決算期までには不用額が増加する状況である。

以上の試算となるが、これらを基に町転職職員の現給保障額の基本的な事項を踏まえ町高齢者福祉施設指定管理基本協定及び町高齢者福祉施設の管理運営に関する年度協定の指定管理料の適正な事務手続きを図ることが必要である。

## 町高齢者福祉施設の指定管理者制度導入後の管理・運営体制の現状推移状況

## 1 指定管理者への転籍職員数調べ

区 分	転籍正職員数 人					転籍非正規職員数 人					転籍職員合計 人				
	試算時	R3.2月	R3.4月	R4.4月	R4.8月	試算時	R3.2月	R3.4月	R4.4月	R4.8月	試算時	R3.2月	R3.4月	R4.4月	R4.8月
静寿園	46	45	37	39	34	52	53	50	48	47	98	98	87	83	81
静寿園まきば	21					5					26				
静寿園なごみ 社協関連		7	6	5	5		6	5	5	5		13	11	10	10
蓬萊荘	18	14	18	17	12	12	9	8	2	1	30	23	26	19	13
デイみついし	3	3	3	2	1	11	10	10	8	8	14	13	13	10	9
みついし居宅	0	1	1	1	1	4	4	4	2	2	4	5	5	3	2
ケアハウス	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0
デイあざみ 社協関連	4	4	4	4	4	11	10	9	9	8	15	14	13	13	13
合 計	88	74	69	64	57	85	93	87	74	72	173	167	156	138	129

※ 試算時 R2年11月(第3版)R2年11月26日厚生経済常任委員会資料に基づく

※ R3.2月 R3年2月15日厚生経済常任委員会資料に基づく、R3.2月5日現在の転籍者数値を明示

※ R3.4月 R3年4月1日からの指定管理者への転籍職員数を明示

※ R4.4月 R4年4月1日指定管理者への転籍職員数を明示

※ R4.8月 R4年8月31日直近の指定管理者への転籍職員数を明示

調査事項 町高齢者福祉施設の指定管理者制度導入後の管理・運営体制の現状について

## 1 指定管理者への転籍職員数調べ (人)

区 分		特養静寿園・まきばの転籍正職員数及びデイなごみの転籍正職員数(社協)							転籍非正規職員(同左)							合 計 (①+②)
		介護 福祉士	介護支援 専門員	生活 相談員	看護師 准看護師	栄養士	事務	小計①	フル 介護員	パート 介護員	看護師 准看護師	フル 管理人	パート 管理人	事務	小計②	
試算時	静寿園	34	2	2	7(4+3)	1	0	46	21	30	0	0	1	0	52	98
	まきば	12	1	1	6(4+2)	1	0	21	1	4	0	0	0	0	5	26
R3.2月	静寿園	37	1	1	4(2+2)	2	0	45	21	29	0	1	1	1	53	98
	なごみ	3	2	1	1(1+0)	0	0	7	1	3	2(1+1)	0	0	0	6	13
R3.4月	静寿園	31	1	1	2(1+1)	2	0	37	18	28	1(1+0)	1	1	1	50	87
	なごみ	2	2	1	1(0+1)	0	0	6	2	2	1(0+1)	0	0	0	5	11
R4.4月	静寿園	29	1	1	2(1+1)	2	0	35	17	27	1(1+0)	1	1	1	48	83
	なごみ	2	1	1	1(0+1)	0	0	5	2	2	1(0+1)	0	0	0	5	10
R4.8月	静寿園	28	1	1	2(1+1)	2	0	34	16	27	1(1+0)	1	1	1	47	81
	なごみ	2	1	1	1(0+1)	0	0	5	2	2	1(0+1)	0	0	0	5	10

区 分		特養 蓬萊荘の転籍正職員数							転籍非正規職員							合 計 (①+②)
		介護 福祉士	介護支援 専門員	生活 相談員	看護師	栄養士	事務	小計①	フル 介護員	パート 介護員	看護師 准看護師	フル 管理人	パート 管理人	事務	小計②	
試算時	蓬萊荘	12	1	1	3	1	0	18	11	1	0	0	0	0	12	30
R3.2月	蓬萊荘	8	1	1	3	1	0	14	8	1	0	0	0	0	9	23
R3.4月	蓬萊荘	12	1	1	3	1	0	18	7	1	0	0	0	0	8	26
R4.4月	蓬萊荘	11	1	1	3	1	0	17	2	0	0	0	0	0	2	19
R4.8月	蓬萊荘	10	1	1	0	0	0	12	1	0	0	0	0	0	1	13

区 分		デイみついしの転籍正職員数							転籍非正規職員							三石旭町		合 計 (①+②)
		介護 福祉士	介護支援 専門員	生活 相談員	看護師 准看護師	栄養士	事務	小計①	フル 介護員	パート 介護員	パート 看護師	パート 運転手	パート 管理人	事務	小計②			
試算時	デイみついし	2	0	1	0	0	0	3	3	4	3	1	0	0	11	14		
R3.2月	デイみついし	1	0	2	0	0	0	3	3	4	3	0	0	0	10	13		
R3.4月	デイみついし	1	0	2	0	0	0	3	3	4	3	0	0	0	10	13		
R4.4月	デイみついし	1	0	1	0	0	0	2	2	4	2	0	0	0	8	10		
R4.8月	デイみついし	1	0	0	0	0	0	1	2	4	2	0	0	0	8	9		

区 分		みついし居宅の転籍正職員数(及び併用訪問看護)							転籍非正規職員(及び併用訪問看護)							三石旭町		合 計 (①+②)
		介護 福祉士	介護支援 専門員	生活 相談員	看護師 准看護師	栄養士	事務	小計①	フル ヘルパー	パート ヘルパー	介護支援 専門員	パート 運転手	パート 管理人	事務	小計②			
試算時	みついし居宅	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	4	4		
R3.2月	みついし居宅	0	1	0	0	0	0	1	3	0	1	0	0	0	4	5		
R3.4月	みついし居宅	0	1	0	0	0	0	1	3	0	1	0	0	0	4	5		
R4.4月	みついし居宅	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	2	3		
R4.8月	みついし居宅	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	2	3		

区 分		ケアハウスのぞみの転籍正職員数(及び併用訪問看護)							転籍非正規職員(及び併用訪問看護)							三石旭町		合 計 (①+②)
		介護 福祉士	介護支援 専門員	生活 相談員	看護師 准看護師	栄養士	事務	小計①	フル 介護員	パート 介護員	介護支援 専門員	パート 運転手	パート 管理人	事務	小計②			
試算時	ケアハウス	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1		
R3.2月	ケアハウス	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1		
R3.4月	ケアハウス	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1		
R4.4月	ケアハウス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
R4.8月	ケアハウス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

区 分		「参考」デイあざみの転籍正職員数(社協関連)							転籍非正規職員(社協関連)						合 計 (①+②)	
		介護 福祉士	生活 相談員	ケア ワーカー	看護師	栄養士	事務	小計①	フル 介護員	パート 介護員	介護支援 専門員	看護師 准看護師	パート 管理人	施設長		小計②
試算時	あざみ	1	1	1	1	0	0	4	0	7	0	3(1+2)	0	1	11	15
R3.2月	あざみ	1	1	1	1	0	0	4	0	7	0	2(1+1)	0	1	10	14
R3.4月	あざみ	1	1	1	1	0	0	4	0	6	0	3(1+2)	0	0	9	13
R4.4月	あざみ	1	1	1	1	0	0	4	0	6	0	3(1+2)	0	0	9	13
R4.8月	あざみ	1	1	1	1	0	0	4	0	6	0	3(1+2)	0	0	9	13

区 分		職員合計 転籍正職員							転籍非正規職員				合 計 (①+②)
		介護 福祉士	介護支援 専門員	生活 相談員	看護師 准看護師	栄養士	事務	小計①	フルタイム 職員	パートタイム 職員	その他 職員	小計②	
試算時	合 計	60	4	5	16	3	0	88	40	43	2	85	173
R3.2月	合 計	50	6	6	9(6+3)	3	0	74	40	51	2	93	167
R3.4月	合 計	47	6	6	7(5+2)	3	0	69	37	48	2	87	156
R4.4月	合 計	44	5	5	7(5+2)	3	0	64	27	45	2	74	138
R4.8月	合 計	42	5	4	4(2+2)	2	0	57	25	45	2	72	129

(注・・・試算時については「あざみ」の人数分は入っていない。)

※ 試算：R2年11月(第3版)R2年11月26日厚生経済常任委員会資料に基づく

※ R3.2月：R3年2月15日厚生経済常任委員会資料に基づく、R3年2月5日現在の転籍者数値であるが上記区分に試算と同様に明示すること

※ R3.4月：R3年4月1日からの指定管理者への転籍職員数を明示すること

※ R4.4月：R4年4月1日指定管理者への転籍職員数を明示すること

※ R4.8月：R4年8月31日直近の指定管理者への転籍職員数を明示すること

転籍を想定した職員の現給保障額算定の令和 4 年度から令和 7 年度までの年度毎の試算時に於ける想定転籍正職員数・その現給保障総額、及び想定転籍会計年度任用職員数・その現給保障総額

項目 年度	想定転籍正職員数 同上現給保障額 ①	想定転籍会計年度任用 職員数同上現給保障額 ②	想定転籍総職員数 同上現給保障総額 ①+②=③	備 考
令和 4 年	87 人 275,407 千円	85 人 60,374 千円	172 人 335,781 千円	再任用終了 1 名→ 萌正職員・退職者 2 名→再任用
令和 5 年	87 人 275,407 千円	85 人 60,374 千円	172 人 335,781 千円	
令和 6 年	87 人 267,329 千円	85 人 60,374 千円	172 人 327,703 千円	退職者 3 名→再 任用
令和 7 年	87 人 267,329 千円	85 人 60,374 千円	172 人 327,703 千円	

※R4.△1 名は、再任用終了後は指定管理者の給与となるため現給保障なし

※R4.退職者 2 名の現給保障は、正職員給与と再任用職員給与とを比較し現給保障を算定  
(対象人数は変更なし)

※R6 退職者 3 名の現給保障は、正職員給与と再任用職員給与とを比較し現給保障を算定  
(対象人数は変更なし)

## 指定管理に移行直前の人員体制と移行後の体制

区 分	令和3年3月31日 (新ひだか町)			令和3年4月 (指定管理者)					令和4年4月 (指定管理者)					令和4年8月 (指定管理者)				
	常勤職員	非常勤職員	常勤換算	常勤職員	非常勤職員	常勤換算	実人数		常勤職員	非常勤職員	常勤換算	実人数		常勤職員	非常勤職員	常勤換算	実人数	
							常勤職員	非常勤職員				常勤職員	非常勤職員					
施設長	4		4	6		6	5		6		6	5		6		5	5	
医師																		
介護支援専門員	4		4	3		3	3		3		3	3		3		3	3	
生活相談員	8(兼2)		9	7		7	6		7		7	6		7		7	6	
介護職員	94(兼4)	54	122.7	80	45	103.7	80	45	70	45	96	70	45	60	45	86.8	60	45
看護職員	20	3	15.9	9	9	12.8	9	9	8	8	11.8	8	8	6	7	10.4	6	7
栄養士	4		4	4		4	3		3		3	2		3		3	3	
機能訓練指導員				5	2	6	2	2	7		6	2	2	5	2	6		2
事務職員、その他	6	1	6	6		6	17	21	9		9	22	19	8	1	8.7	19	23
計	140(兼6)	58	166	120	56	149	125	77	113	53	142	118	74	98	55	—	102	77